

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査啓発業務委託に関する質問への回答について

市町村課

番号	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	質問内容
1	資料2 業務委託仕様書	3	手法	県庁正面看板枠の利用は今回不可という事か。	<p>従来啓発看板を設置している県庁本庁舎正面玄関上部のスペースは今回使用できません。          サイズは小さくなりますが、本庁舎正面玄関前の駐車スペース裏下部の歩道に面したスペースであれば、以下の仕様で東西に分けて2枚まで設置できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・縦1,100mm×横3,500mm×30mm</li> <li>・アルミ複合板・塩ビシート</li> </ul>
2	資料2 業務委託仕様書	4	規格等	1月25日（日）の正午まで納品と記載があるが正当か。採択後の期間としてデザイン確定の時間が少ないが日程の後ろ倒しは可能か。	当該業務は選挙公報制作に要するものですが、一刻も早く有権者にお届けするためには、あらかじめ選挙公報のデザインを固めておき、公示日に立候補者から原稿を受け取り次第、早急に印刷を開始する必要がありますので、原則公示日の2日前を納期としております。
3	資料3別紙 企画提案競技評価票	全	評価項目	仕様書と一部整合性がないが、評価基準は記載の考え方か。	仕様書に整合するよう【資料3】審査要領及び【資料3別紙】企画提案競技評価票を修正します。